

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

特別支援学校 1 校を設置する等のため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和 4 年 2 月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

記

1 改正内容

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日から名古屋市立若宮高等特別支援学校を設置します。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日から名古屋市立報徳幼稚園及び名古屋市立はとり幼稚園を廃止します。

2 名古屋市立若宮高等特別支援学校の設置について

(1) 目的

本市では特別支援学校を 5 校（分校含む）設置していますが、高等部の生徒数の増加や、企業等への就労をめざす職業教育のニーズの高まりに対応するため、軽度の知的障害がある生徒を対象に、将来の職業自立に向けた専門的な職業教育を実施する高等部単独の特別支援学校を設置するものです。

(2) 設置日

令和 6 年 4 月 1 日

(3) 学校概要

所 在 地：天白区古川町76番地（若宮商業高等学校敷地内）

学級数・生徒数：15学級（5学級×3学年）・120人（8人／学級）

学 科：職業科（専門コース設置予定）

3 名古屋市立報徳幼稚園及び名古屋市立はとり幼稚園の廃止について

(1) 目的

平成28年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を策定し、幼児人口の減少に対応するため園の再編を行うこととしました。

当該2園は、他の市立幼稚園が近接して配置されていることや、定員に対する充足率が低いことなどを総合的に勘案し、廃止するものです。

(2) 廃止日

令和4年3月31日

4 条例案

別紙のとおり

(案)

令和4年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の表中

「	名古屋市立守山養護学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	」を
「	名古屋市立守山養護学校 名古屋市立若宮高等特別支援学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 名古屋市天白区古川町76番地	」に

改める。

別表幼稚園の表中

「	名古屋市立西山台幼稚園	名古屋市名東区亀の井二丁目41番地	」を
「	名古屋市立報徳幼稚園	名古屋市北区平安二丁目21番61号	」に、
「	名古屋市立西山台幼稚園	名古屋市名東区亀の井二丁目41番地	」に、

「 | 名古屋市立おりべ幼稚園 | 名古屋市北区織部町 1 番地の 9 | 」を
「 | 名古屋市立はとり幼稚園 | 名古屋市中川区服部三丁目 601 番地 | 」
「 | 名古屋市立おりべ幼稚園 | 名古屋市北区織部町 1 番地の 9 | 」に
改める。

附 則

この条例中別表幼稚園の表の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、別表特別支援学校の表の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、特別支援学校 1 校を設置する等の必要があるによる。